

認定証が廃止されます！

令和6年4月1日から施行される警備業法の一部改正により、認定証が廃止となります。

主な改正内容は以下のとおりですので、各警備業者で対応していただく必要があります。

認定証の廃止

4月1日から、警備業者に対する認定証の交付を行わなくなり、警備業の認定（認定更新）をしたことのみを行うこととなります。（通知内容：認定の番号、有効期間）

これに伴い、認定証再交付申請、書換申請、返納の手続きも廃止されます。

標識の掲示義務

4月1日以降は、認定証の代わりに所定の様式の標識（裏面の別紙参照）を警備業者が自身で作成し、主たる営業所に掲示することとなります。（標識の材質は問いませんので、紙でもよいですが、サイズは「日本産業規格A4」である必要があります。）

現に認定証を掲示しているすべての警備業者が、標識に変更していただく必要があります。

※認定証は、自身で廃棄していただいて結構です。

ウェブサイトにおける標識の掲示義務

警備業者が自身で管理するウェブサイトに、標識を掲示していただく必要があります。

ただし、

○常時使用する従業員（警備員以外の従業員も含まれます）の数が5人以下の場合

○当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合は掲示義務が免除されます。

ウェブサイトへの掲示例

- トップページに標識を縮尺表示したものを表示
- 「標識はこちら」等と表示して、リンク先で標識データを表示 等

別 紙

標識の様式（改正警備業法施行規則第6条）

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者			
認定をした公安委員会	公安委員会		
認定の番号	第		号
有効期間	年	月	日から 日まで
氏名又は名称			
所在地			

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備 考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。